

協力対象施設入所者入院加算に関する掲示について

当院では、『協力対象施設入所者入院加算』の届出を行っており介護保険施設等の協力医療機関として、以下の連携体制を構築しています。

1. 入所者の状態が急変した場合等において24時間連絡を受ける体制の整備。
2. 緊急時に入院できる病床の確保。

当該介護保険施設等と、入所者の診療情報及び緊急時の対応方針等の共有を図るため、月1回以上のカンファレンスを実施している施設は次の通りです。

《協力対象施設》

- ・ 特別養護老人ホーム 明日に架ける橋



医療法人社団 共済会

共済会櫻井病院